一般財団法人滝川グループ奨学金財団
「理美容師を目指す学生向け奨学金(給付型)」
２０２６年度奨学生　募集要項

１．奨学金概要

一般財団法人滝川グループ奨学金財団（以下「当財団」という）は、２０２６年度に理容・美容専門学校に入学する学生に対し、卒業までの２年間の学資金(入学金、授業料および教材費を含む)として、一人あたり総額１００万円を限度に、返還の必要のない奨学金を給付します。

２．対象者

将来、理容師・美容師になる夢をもつ高等学校に在籍する２０２６年３月に卒業見込みの学生で、高い志をもち、品行が正しく、健康でありながら理容・美容専門学校に進学するための学費の支弁が経済的に困難な学生を対象としています。

３．給付人数

対象人数の上限は、各年度１２名までとします。

なお、辞退者が出るなど定員に満たない場合でも追加募集は行いません。

４．給付期間

給付期間は、２年間（１年生時・２年生時）とします。

５．給付金額

給付金額は、一人あたり２年間で総額１００万円を上限とする返還不要の給付型奨学金です。内訳は次の各号のとおりです。なお、給付金額を超過する費用は、奨学生の自己負担となります。

（１）年額５０万円（１年生時の上限）

（２）年額５０万円（２年生時の上限）

６．応募資格

奨学生になろうとする者は、次の各号のすべてに該当する者であることが必要です。

（１）日本国籍を有すること

（２）高等学校に在籍する２０２６年３月に卒業を見込む学生であること

（３）理容師・美容師養成施設として指定された理容・美容専門学校で学ぼうとする者であること

（４）応募締切日時点で年齢２０歳以下であること

（５）経済的な理由により学費の支弁が困難であること

（６）就学及び生活状況について、当財団の求めに応じ適時正確に報告できること

７．募集期間等

募集期間、選考期間ならびに公表時期は次の各号のとおりです。

なお、応募締切日については、パソコンやスマートフォン等から電子メールで申込の場合、締切日の２３時５９分までに申込が完了しているものを有効とします。また、郵送による申込は、締切日の当日消印有効とします。

（１）募集期間

２０２５年８月１日　～　同年１０月３１日

（２）選考審査期間

２０２５年１１月１日　～　同年１１月中旬

（３）公表時期

２０２５年１１月下旬

８．応募方法

パソコンやスマートフォン等により申込を行う方は、当財団ホームページから所定のフォーマットを印刷し、必要事項を記入した上で、下記必要書類のデータ（ＰＤＦ推奨）と一緒に、当財団奨学金事務局(以下「事務局」という)に電子メールで応募してください。また、郵送により申込を行う方は、当財団ホームページから所定のフォーマットを印刷し、必要事項を記入した上、下記必要書類と一緒に事務局宛に応募してください。

（１）奨学生願書（所定の様式）

（２）奨学生推薦書（所定の様式：奨学生応募者が在籍する高等学校長が発行するもの）

（３）住民票の写し（同一世帯内全員分の記載があり、３ヵ月以内に取得したもの）

（４）保護者の所得を証明する書類の写し（保護者分の所得を証明できる公的なもの）

前年の「源泉徴収票」「課税証明書」「非課税証明書」「確定申告書(税務署の受付押印)」などのうちいずれか１点

（５）作文（所定の様式：テーマ「理容師・美容師を目指す理由」）

（６）個人情報の取扱いに関する同意書（所定の様式）

※「奨学生推薦書」は、この募集要項とともに、在籍高等学校の学級担任者または奨学金担当者にご提出いただき、作成をご依頼ください。

９．問い合わせ先・応募書類郵送先

一般財団法人滝川グループ奨学金財団　奨学金事務局

〒111-8511　東京都台東区元浅草三丁目２番１号　瀧川株式会社内

E-mail　info@takigawa-zaidan.or.jp

URL　https://takigawa-zaidan.or.jp

１０．選考方法と採用内定

選考方法、採用内定については、次の各号のとおりです。

（１）選考方法は、書類による選考審査を実施します。その後、選考された候補者について、当財団の理事会で承認されることで採用が内定します。

（２）選考の過程で当財団が必要と判断する場合は、面接をお願いすることがあります。

（３）採用内定は、選考結果を採用内定者本人および採用内定者が在籍する高等学校に対し、書面等(電子メール含む)で通知します。いかなる理由があろうと選考経過ならびに決定理由について当

財団はお答えしません。

１１．採用内定者の手続き

採用内定者は、誓約および同意事項に関する書類について、当財団の所定様式を用いて別途指定する期日までに、当財団の事務局宛に提出していただきます。 なお、採用内定者が期日までに書類を提出されない場合、当財団は採用内定を取り消すこととなります。

１２．奨学金の給付

奨学金の給付は、奨学生が進学・進級する理容・美容専門学校様より、当財団の事務局宛に請求書を発行いただき、当財団が専門学校様に直接支払いを行います。(入学金、授業料および教材費等)

なお、年額給付金額を超過する学費差分は、奨学生の自己負担となります。

１３．奨学生等の義務

採用内定者および奨学生は、次に定める義務を当財団に対し実行していただきます。なお、就学状況および生活状況について、当財団より確認を求められた場合は、次に定める義務とは別に当財団が指定する方法により速やかに応じていただく必要があります。

（１）奨学金給付規程の遵守
（２）学生証写しの提出
（３）活動報告書の作成および提出（夏期および冬期等の期別毎に年２回）
（４）成績証明書の写し提出（各専門学校様により作成された成績結果が確認できる書面）
（５）出席証明書の写し提出（各専門学校様により作成された出欠状況が確認できる書面）

１４．届出

奨学生が次の各号の一に該当する場合は、速やかにその旨を当財団へ届出ていただく必要があります。

（１）休学、復学、留学するとき
（２）停学、除籍処分を受けたとき
（３）退学したとき
（４）最短修業年限で卒業できない見込みとなったとき
（５）奨学金を辞退するとき
（６）当財団に登録されている奨学生の情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス)に変更があるとき

１５．奨学生の資格喪失

奨学生が次の各号の一に該当する場合は、当財団の奨学生としての資格を失い、奨学金の給付を停止または打切り、あるいは返還していただく場合があります。

（１）奨学生願書その他提出書類に虚偽・不正があったとき
（２）休学、留学したとき
（３）停学または除籍の処分を受けたとき
（４）退学したとき
（５）最短修業年限で卒業できない見込みとなったとき
（６）奨学金を辞退したとき
（７）学業成績または品行が著しく不良となったとき
（８）反社会的勢力と関りが有ることが明らかなとき
（９）第１１条で提出した誓約書および同意書の内容を守らないとき
(10) 第１３条の奨学生の義務を怠ったとき
(11) 当財団の名誉や信頼を傷つける行為をしたとき

１６．個人情報の取扱い

（１）個人情報の取扱いについては、個人情報保護法その他関係法令に基づき適正に管理します。
（２）応募時に提出していただく個人情報は、奨学生の募集、選考、採用および当財団が奨学金関連業務を管理、継続および遂行するために限り使用されます。なお、第１１条に定める同意事項に関する書類に記載された目的以外は、法令に基づく場合を除き第三者への提供は行いません。
（３）応募書類は採否に関わらず当財団が責任をもって廃棄処分するものとし、返却はいたしません。

１７．その他の事項

当財団の奨学金制度は、他の奨学金との併用が可能です。この場合、奨学生は事務局宛に当該事項をお知らせください。

以上